

# 平成23年度 総務省主要税制改正要望

配布資料1

## 1 情報通信関係

- ① 「光の道」推進税制〔国税・地方税、新設〕 ◎
- ② 地上放送施設デジタル化促進税制〔地方税、拡充・延長〕 ◎
- ③ 通信業用設備等に係る法定耐用年数〔国税、拡充〕

## 2 郵政事業関係

- ④ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置〔国税・地方税、新設〕 ◎

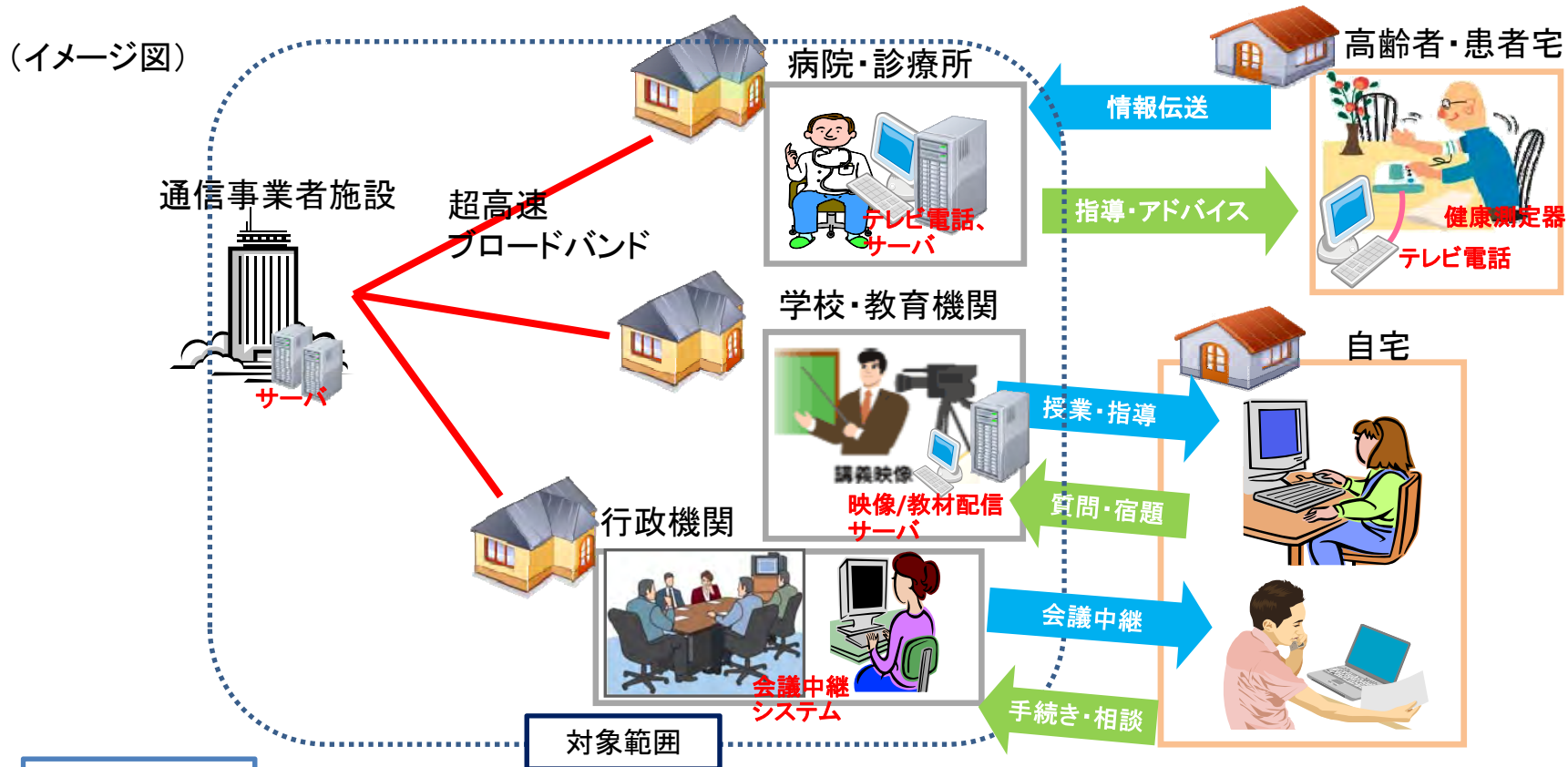
## 3 地方自治関係

- ⑤ 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長〔国税、延長〕
- ⑥ 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長〔国税、延長〕
- ⑦ 地方議会議員年金制度に係る税制上の特例措置〔国税・地方税、延長〕

※ 「◎」印は総務部門会議における重点要望事項、下線部は本日の御説明事項。

# 「光の道」推進税制の創設

「光の道」100%の実現(利用率:30%⇒100%)に向けて、超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーション(システム)を公共施設に導入するために必要となる設備を取得した事業者に対し、法人税及び固定資産税の特例措置を適用する。



## 措置内容等

- (1) 対象者 電気通信事業者等の民間企業・法人
- (2) 対象設備  
公共アプリケーション(システム)を導入するために公共施設に整備される回線設備、サーバー、ソフトウェア
- (3) 措置内容  
①法人税: 取得価額の30%の特別償却、②固定資産税: 取得後5年度分の固定資産税の課税標準を2/3に圧縮

# 地上放送施設デジタル化促進税制の延長・拡充（平成23年度税制改正要望）

- 平成23年7月24日の地上デジタル放送完全移行（アナログ停波）後も、電波の特性の違い等から、デジタル放送が視聴できない地域が残存（「新たな難視」及び「デジタル混信」）。
- 当該地域は、衛星を活用して関東の放送を流すことで暫定的に救済するが、住民が災害情報等の地域に密着した情報を得られないこととなるため、税制優遇措置を通じて放送事業者による中継局の整備や設備のデジタル化をこれまで以上に促進し、可能な限り早期に問題の解消を図ることが必要。

## 1. 期限延長

現行の税制優遇措置について、**期限を2年間延長**【H23.3.31 → H25.3.31】

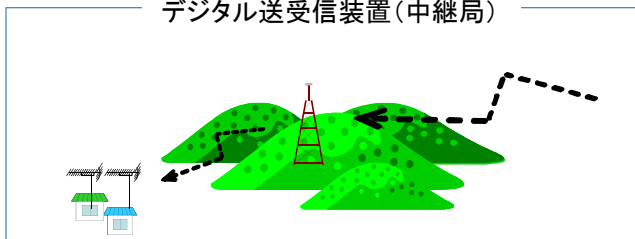
## 2. 課税標準の見直し

「新たな難視」及び「デジタル混信」地区の整備について拡充（深掘り）

【対象】  
地上テレビジョン  
放送事業者

		現行税制		要望	
固定資産税	デジタル送受信装置	0.3W超	3/4	3/4	「新たな難視」及び「デジタル混信」：1/2
		0.3W以下	1/2	1/2	
	番組制作設備	3/4 〔デジタル撮像装置、デジタル記録・再生装置については、在京キー局と在阪準キー局を対象外とする。〕		3/4 〔デジタル撮像装置、デジタル記録・再生装置については、在京キー局と在阪準キー局を対象外とする。〕	
不動産取得税	3/4		3/4	「新たな難視」及び「デジタル混信」：非課税	

デジタル送受信装置（中継局）



番組制作設備



注：拡充部分の適用は平成23年度に限る。

# 通信機器・設備(ルーター及びスイッチ)の法定耐用年数の短縮について

## 要求の概要

ルーター及びスイッチについて、9年又は10年となっている法定耐用年数を**6年**に短縮する

## 要求の理由

### ① 実態との乖離の是正

ルーター及びスイッチは技術革新の著しい分野であり、現行の法定耐用年数(9年又は10年)を待たずして、早期に(5年ないし6年)更改されている状況。

**⇒事業者に不当な負担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態にあわせる必要**

### ② クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等に不可欠

政府は、「新成長戦略」、「新たな情報通信技術戦略」、等において、クラウドコンピューティングの促進、同サービスの競争力確保等をうたっている。

ルーター及びスイッチは、クラウドコンピューティングの基盤を構成するものであり、これら機器・設備に対して、実態と大きく乖離した法定耐用年数が適用されることは、事業者による投資を躊躇させることになり、クラウドサービスの競争力を低下させることになる。

**⇒政府方針を実現するためにも、ルーター及びスイッチへの投資促進されるよう、法定耐用年数の適正化が不可欠**

### ③ 環境負荷軽減に貢献

ルーター及びスイッチは毎年度数百万台出荷される等使用台数が非常に多く、その総消費電力も膨大。一方、例えばA社のルーターでは、3年前のモデルに比較して▲29%省電力化が実現する等、性能向上が著しい。

**⇒法定耐用年数を短縮し早期の更改を促進することで、環境負荷軽減に大きく貢献**

# 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

## 特例措置の内容

(平成17年度から要望)

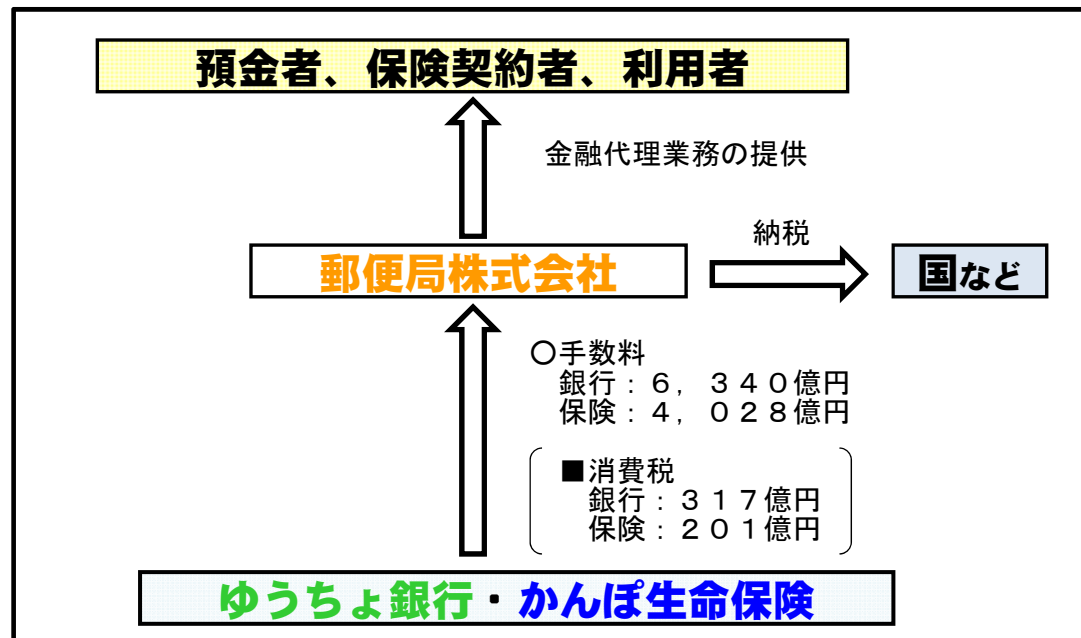
郵便貯金銀行及び郵便保険会社から郵便局株式会社へ業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。

<郵政改革後> 関連銀行及び関連保険会社から日本郵政株式会社へ業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。

## 要望の理由

- 移行期間中、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的な業務の委託をすることが現行法令上義務付けられている。
  - 他方で、民間金融機関は、通常、自らが利用者に金融サービスを提供しているため、業務委託に係る手数料は発生しない。
- ⇒ 郵便貯金銀行・郵便保険会社にとって競争上著しく不利となっている。

当該手数料に係る消費税の非課税措置の創設により、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る



## 税制改正大綱

### ○ 平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）

#### 第4章 平成22年度税制改正

##### 1.1. 検討事項

(3) 郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、

国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）等に沿った検討も踏まえつつ、ユ

ニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、所要の検討を行います。

## 関連する委員会決議

### ○ 平成17年10月14日の参議院郵政民営化に関する特別委員会の附帯決議

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

1. 税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費

税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

### ○ 平成19年11月22日の参議院総務委員会の決議

六、（前段略）また、激変緩和のため消費税の減免など税制について所要の検討を行うこと。

### ○ 平成19年11月29日の衆議院総務委員会の決議

十、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

① 税制については、四分社化など郵政民営化に伴う特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討

を行うこと。

# 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長

## 1 目的

平成22年3月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般6年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。

過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが必要である。

また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現を図ることが必要である。

## 2 制度概要

過疎地域内で個人又は法人が製造業等の事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

・対象設備

設備\業種	製造業	旅館業	コールセンター
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	×	○

・特別償却率 建物、付属設備 6/100 機械、装置 10/100

・取得価額 2,000万円超

## 3 要望内容

特例措置の2年間延長

## 4 減収額

1,066百万円

## 5 過去の経緯

昭和45年 初めての過疎法である過疎地域対策緊急措置法制定時に創設

平成12年度 過疎地域自立促進特別措置法施行

適用期限の5年間延長及び対象事業にソフトウェア業を追加

平成17年度 適用期限の2年間延長

平成19年度 適用期限の2年間延長

平成21年度 適用期限の1年間延長

平成22年度 過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長

適用期限の1年間延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、コールセンターを追加

平成23年度 適用期限の2年間延長を要望

# 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長

## 1 目的

平成22年3月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般6年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。

過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが必要である。

また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJiターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現を図ることが必要である。

## 2 制度概要

過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置

## 3 適用期限

所得税：平成23年12月31日

法人税：平成23年 3月31日

## 4 要望内容

特例措置の2年間延長

## 5 過去の経緯

昭和45年 初めての過疎法である過疎地域対策緊急措置法制定時に創設  
平成12年度 過疎地域自立促進特別措置法施行  
平成13年度 所得税平成18年末、法人税平成17年度末までの5年間延長  
平成18年度 所得税平成23年末、法人税平成22年度末までの5年間延長  
平成22年度 過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長  
平成23年度 所得税平成25年末、法人税平成24年度末までの2年間延長を要望



# (税制改正要望) 地方議会議員年金制度に係る税制上の特例措置について

## 存続の場合

### (地方税)

制度を存続させる場合には、効率化を図るため、年金給付主体である3つの地方議会議員共済会のうち、市議会議員共済会と町村議会議員共済会を統合する予定。

これに伴い、2つの地方議会議員共済会から統合後の新組織に承継される不動産及び自動車に係る不動産取得税及び自動車取得税について、課税されないよう措置する。

※ 国税については、特段の措置は必要ないところ。

## 廃止の場合

- 地方議会議員年金制度を廃止した後においても、現受給者・現会員に対する地方議会議員共済会による年金支給は継続  
 → 年金受給者及び地方議会議員共済会に係る下記の税制上の特例措置は、制度廃止後においても引き続き継続することが不可欠

### 受給者に係る特例

種類		特例の内容
国税	所得税①	退職一時金を退職手当等とみなし、退職所得控除の対象とする特例（所得税法第31条）
	所得税②	退職年金を公的年金等とし、公的年金等控除の対象とする特例（所得税法第35条）
	所得税③	公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金について非課税とする特例（地共済法第168条）
地方税	個人住民税（所得割）①	退職一時金を退職手当等とみなし、退職所得控除の対象とする特例（地方税法第32条、第313条） ※国税影響
	個人住民税（所得割）②	退職年金を公的年金等とし、公的年金等控除の対象とする特例 ※国税影響
	個人住民税（所得割）③	公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金について非課税とする特例 ※国税影響

### 地方議会議員共済会に係る特例

種類		特例の内容
国税	所得税	共済会が支払いを受ける利子等については、所得税を課さない特例（所得税法第11条）
	法人税	共済会の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得等については、法人税を課さない特例（法人税法第7条）
	登録免許税	共済会が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない特例（登録免許税法第4条）
	消費税	共済会を、国及び地方公共団体等に対する特例の対象とするもの（消費税法第60条）
地方税	法人住民税（利子割）	共済会が支払いを受ける利子等については、法人住民税（利子割）を課さない特例（地方税法第25条の2）
	法人事業税	共済会の所得で収益事業に係るもの以外のもの等について法人事業税を課さない特例（地方税法第72条の5、第72条の6）
	固定資産税	共済会が所有し、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課さない特例（地方税法第348条）

・差押禁止措置（国税徴収法第77条、地方税法第48条・第331条（※国税影響））